

## プロポーザル実施要領に対する質疑回答について

今回のプロポーザル実施要領等に関し、参加表明者より受け付けた質疑に対し、本日（平成 26 年 12 月 18 日）、参加表明者のすべてに対して回答書を提出しました。なお、プロポーザル実施要領等の一部については公表しておらず、また、参加表明者も非公開としていることから、質疑回答書の内容についても非公開としております。